

# 緑茶の表示について

平成31年3月 公益社団法人静岡県茶業会議所

◆食品表示法の全般的なこと  
機能性表示食品のこと

消費者庁食品表示企画課 電話：03-3507-8800（代表）

◆食品表示法、健康増進法 (保健所については、各支所があります)

○静岡市・浜松市を除く静岡県内の事業者の方

照会先	所在地	電話
静岡県庁衛生課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3708
賀茂保健所衛生薬務課	下田市中531-1	0558-24-2054
熱海保健所衛生薬務課	熱海市水口町13-15	0557-82-9116
東部保健所衛生薬務課	沼津市高島本町1-3	055-920-2102
御殿場保健所衛生薬務課	御殿場市竈1113	0550-82-1223
富士保健所衛生薬務課	富士市本市場441-1	0545-65-2154
中部保健所衛生薬務課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9283
西部保健所衛生薬務課	磐田市見付3599-4	0538-37-2245

○静岡市内・浜松市内の事業者の方

照会先	所在地	電話	
静岡市	生活安心安全課※1	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1054
	保健所食品衛生課※2	静岡市葵区城東町24-1	054-249-3161
浜松市	くらしのセンター※1	浜松市中区海老塚町51-1	053-457-2635
	保健所生活衛生課※2	浜松市中区鴨江2-11-2	053-453-6114

※1 =旧JAS法に関わること（原材料名、原料原産地名など）  
※2 =旧食品衛生法に関わること（賞味期限、アレルギーなど）と栄養成分表示

## ◆景品表示法

照会先	所在地	電話
静岡県庁県民生活課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2189
東部県民生活センター	沼津市大手町1-1-3商連会館ビル2階	055-951-8207
中部県民生活センター	静岡市駿河区南町14-1水の森ビル3階	054-284-0062
西部県民生活センター	浜松市中区中央1-12-1浜松総合庁舎3階	053-450-9009

## ◆計量法

照会先	所在地	電話
計量検定所	静岡市葵区牧ヶ谷2078	054-278-8311

## ◆JAS法、有機JAS規格、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

照会先	所在地	電話
農林水産省関東農政局静岡県拠点消費・安全チーム（食品表示）	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6959

## ◆緑茶の表示基準（(公社)日本茶業中央会・(公社)静岡県茶業会議所ホームページに掲載）

照会先	所在地	電話
(公社)日本茶業中央会	東京都港区東新橋2丁目8-5	03-3434-2001
(公社)静岡県茶業会議所	静岡市葵区北番町81	054-271-5271

## ◆静岡県茶業振興条例

照会先	所在地	電話
静岡県庁お茶振興課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2684

(この記載例は原則です。詳しくは、(公社)日本茶業中央会の定めた「緑茶の表示基準」をご覧ください。)

- 2015年4月1日から、従来の表示に係る法令を一本化した「食品表示法」が施行されました。(加工食品の経過措置：2020年3月31日まで、2020年4月1日から完全施行)
- 2017年9月1日から、新たな原料原産地表示制度が始まりました。22食品群の「緑茶及び緑茶飲料」に該当しない商品にも重量割合上位1位の原材料の産地表示が必要です。(経過措置：2020年3月31日まで、2020年4月1日から完全施行)

## 1 義務表示事項（記載内容例）

① 名称	「緑茶の表示基準」に定められている名称で記載。 例：煎茶、深蒸し煎茶、玉露、抹茶等
② 原材料名	原材料名は、「茶」または「緑茶」とする。 食品衛生法上の食品添加物は、原則として原材料として使用していないもの 食品添加物以外の茶を除く原材料は、炒った「米」、「はと麦」「あられ」及び香り付けを目的としたジャスミンの花、みかんやゆずの皮など、植物性の花（乾物）及びこれらに準ずるもの並びに製造上製品の安定のために必要なもの。 使用した原材料名は、使用重量の多い順に、食品と添加物を区分して記載。 添加物を使用しない場合は、削除する。
③ 添加物	国産の荒茶を100%使用している場合は国産である旨、又は都道府県名、その他一般に知られている地名を記載。 例：国産、静岡県産、静岡県、静岡県牧之原市等 外国（A国）産荒茶を用いて国内で仕上げた場合は「A国」と記載。 外国（A国）産荒茶60%、国内産荒茶40%を混合して仕上げた場合、荒茶の重量順に「A国、国産」と記載。
④ 原料原産地名	g単位で記載。(ティーバッグの場合の例：35g (5g×7袋))
⑤ 内容量	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(ただし、食塩相当量として)の5項目の表示が義務化された。栄養成分の量及び熱量は、他の表示事項とは別様式にて表示する。 茶葉及びその抽出液は省略可能な場合がある。
⑥ 栄養成分の量及び熱量	保存方法に従って保存した場合の賞味期限を記載。事業者が科学的・合理的な根拠をもって品質に責任が持てる範囲で設定。 ・3か月以内の場合「年月日」まで記載する ・3か月を超える場合「年月」までの記載でも可 (例1) 2019年10月30日(3か月以内)、2019年10月(3か月以上) (例2) 枠外右上部に記載 *枠外に記載する場合は、(例2)のように、記載場所を具体的に示す。(「枠外に記載」は不可)
⑦ 賞味期限	事業者が設定する開封前の保存方法を記載。
⑧ 保存方法	輸入品は、原産国名を記載する。複数の場合は、重量に占める割合の多い順に記載。
⑨ 原産国名	表示内容に責任を持つ事業者の氏名又は名称(下記の製造者等の表示を兼ねる場合、屋号等のみは不可)と住所を記載。販売者、製造者、加工者、輸入者のいずれかの項目名を付ける。
⑩ 食品関連事業者	製造所又は加工所(最終的に衛生状態を変化させた場所)の所在地と製造者又は加工者の氏名又は名称(屋号等のみは不可)を記載 製造所固有記号は、原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合にかぎり利用が可能。 *それらが表示内容に責任を持つ事業者の住所及び氏名又は名称と同一の場合は省略可
⑪ 製造所等	